

社会福祉法人指導監査研修会

指導監査の実施状況について

令和8年5月25日



熊本県社会福祉課
指導監査班

監査の周期等について

H29年度社会福祉法人制度改革後の監査周期

H29年度の社会福祉法人制度改革から、県社会福祉課が行う指導監査は3年に1回（一部施設は毎年）のサイクルで実施している。

■ 1巡目は、H29年度からR元年度の3年間で実施

■ 2巡目は、R2年度からR6年度までの5年間で実施

R2年度からR4年度までの3年間で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厚労省通知等を踏まえて変更。

■ 3巡目は、R7年度からはR9年度までの3年間で実施予定

指導監査対象（R7～R9）①

社会福祉課が指導監査を実施する社会福祉法人

■ 熊本市及び各市の所轄する社会福祉法人以外の社会福祉法人

例 1 主たる事務所が県内の町村にある法人

例 2 法人の行う事業が県内の2つ以上の市町村の区域にまたがる社会福祉法人

例 3 法人の行う事業が県内と県外の2つ以上の区域にまたがる社会福祉法人

上記のうち、次の社会福祉法人を除きます。

- 主たる事務所が保育所又は認定こども園にある社会福祉法人のうち、事業が広域本部（宇城及び上益城は地域振興局）の区域にとどまっている社会福祉法人
- 町村社会福祉協議会

→ 各広域本部、宇城及び上益城地域振興局で実施

指導監査対象（R7～R9）②

社会福祉課が指導監査を実施する施設

- ・ 救護施設
 - ・ 養護老人ホーム
 - ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）
 - ・ 障害者支援施設
 - ・ 児童福祉施設（児童養護施設、障害児入所施設等）
- ➡ 毎年実施

令和8年度の指導監査について

指導監査日の調整について

- 市所管の社会福祉法人に対する**法人監査**と、当該法人の運営施設に対する県社会福祉課の**施設監査**は、可能な限り、同日に実施します。
- 地域密着型特別養護老人ホームは、市が実施する社会福祉法人の**指導監査**、市町村が実施する介護保険法上の**実地指導**及び県社会福祉課の**施設監査**は、市町村の担当課とも日程調整を行い、可能な限り、同日に実施します。
- 広域本部、宇城・上益城地域振興局が実施している**保育所の指導監査**と県社会福祉課が実施している保育所に主たる事務所がある**社会福祉法人の指導監査**についても、可能な限り、同日に実施します。

3 巡目の市法人監査と県施設監査について

市の法人監査と県社会福祉課の施設監査

- 1 巡目は、市所管の社会福祉法人に対する法人監査と、当該法人の運営施設に対する県社会福祉課の施設監査は同じ実施年度でかつ同日に実施。
- 2 巡目は、県の監査周期を5年間で実施したことにより、同日に実施出来ないケースがありました。
- 3 巡目は、R 7年度からはR 9年度までの3年間で実施します
3年間（R 7年度からR 9年度まで）で実施する市所管の社会福祉法人に対する法人監査と、当該法人の運営施設に対する県社会福祉課の施設監査を同日に実施できるよう配慮します。

施設を運営する法人の指定サービス事業所（高齢・障害）の運営指導について 1

社会福祉課が指導監査を実施する次の事業所と同一敷地内に設置されている指定サービス事業所（高齢・障害）、同一敷地外に設置されている指定サービス事業所については、社会福祉課が指定サービス事業所の運営指導を6年（令和7年度から令和12年度）に1回実施しています。

- 軽費老人ホーム
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 障害者支援施設及び障害児施設

施設を運営する法人の指定サービス事業所（高齢・障害）の運営指導について2

● 運営指導の頻度

- ・ 施設併設かどうかにかかわらず、6年に1回



- ・ ただし、障害者支援施設の昼間のサービスである**生活介護**については、施設と一体的に人員基準を確認する必要があるため、施設の指導監査に併せて、運営指導を**毎回（3年に1回）**実施します。

社会福祉法人に関する疑義照会について

社会福祉法人の運営、会計に関する疑義については、県社会福祉課指導監査班までお尋ねください。

なお、6月から翌年2月まで運営指導及び指導監査を実施しており、担当職員が不在にしている場合が多いので「**社会福祉法人に関する質問票**」を**社会福祉課にメールで送信する方法**で照会してください。

○社会福祉課メールアドレス

shakaifukushi@pref.kumamoto.lg.jp

社会福祉法人に関する疑義照会について

社会福祉法人・社会福祉法人会計に関する質問・疑義等について

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号:0104804 更新日:2021年7月27日更新

社会福祉法人・社会福祉法人会計に関する質問・疑義等について

各広域本部、宇城・上益城地域振興局及び各市の社会福祉法人指導監査担当課が、社会福祉法人・社会福祉法人会計に関する質問・疑義等がある場合は、下記の質問票に「質問事項」「質問者が考える回答案」を必ず記載して、できるだけメールで質問票を送付してください。

また、回答案について、参考とした書籍等があれば「参考とした書籍のページ数等」の該当ページを記載してください。


※社会福祉法人からの質問・疑義等については、まずは県・市の法人所管課へお尋ねください。

※熊本市所管の法人の場合は、熊本市役所の法人所管課へお尋ねください。

1. 質問票様式

 [社会福祉法人に関する質問票 \(Wordファイル:16KB\)](#)

2. 質問票記載例

 [記載例:社会福祉法人に関する質問票 \(PDFファイル:80KB\)](#)

URL:<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/104804.html>

社会福祉法人に関する質問票

記載例

送付先	熊本県健康福祉部 社会福祉課 指導監査班 mail: shakaifukushi@pref.kumamoto.lg.jp tel 096-333-2196 fax 096-381-9025
-----	---

令和3年6月10日

所轄庁(市・県)	〇〇市	担当課	福祉課
担当者	肥後	E-mail	Kumamoto-t@kumamoto.00.jp
電話(直通)	096-000-0000		

件名	※質問内容が分かるような件名としてください。 評議員選任・解任委員会の決議省略について
質問内容	※詳細かつ具体的に御記載ください。 評議員選任・解任委員会の決議省略について、規程では記載されていないが決議の書略が可能かどうかお尋ねしたい。 また、評議員選任・解任委員会の規定に決議の省略ができる内容に改正した場合は、決議の省略が可能かどうかお尋ねしたい。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">質問内容を整理してから記載してください。</div>
質問者が考える回答案もしくは考え方等	※参考となる事例があれば、御記載ください。 評議員選任・解任委員会については、決議の省略の規定がない場合は、決議の書略ができなと考える。 なお、規程について決議の省略を行うことができる内容に改正し、その根拠を明確にした場合は決議の省略が可能であるとする。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">質問者が考える回答案もしくは考え方等を記載してください。</div>
※質問内容に対する質問者の考え(根拠法令、参考となるQ&A等)を必ず記入してください。	

ご清聴

ありがとうございました